

第6回 地方法人課税に関する検討会

議事次第

〔平成30年11月8日(木)
15:00～17:00
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

- (1) 新たな偏在是正措置に関する基本的考え方
- (2) 新たな偏在是正措置の具体的な方策
- (3) 新たな偏在是正措置に関するその他の論点

3 閉会

配布資料

- (資料1) 新たな偏在是正措置に関する基本的考え方
- (資料2) 新たな偏在是正措置の具体的な方策
- (資料3) 新たな偏在是正措置に関するその他の論点

新たな偏在是正措置に関する基本的考え方

検討の視点

- 今後とも、地方分権、地方創生を推進していくためには、地方税の充実確保を図ることが重要。
- 一方で、地方税の充実確保を図る場合には、それに伴う財政力格差拡大が、さらなる地方税の充実確保の阻害要因とならないよう、偏在性が小さい地方税体系の構築を検討していく必要。
- 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築は、いわば車の両輪。

考え方

地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることを踏まえ、偏在性が小さい地方税体系の構築を図る観点から、新たな偏在是正措置を講じる必要がある。

地方法人課税の一部を譲与税化又は交付税原資化する場合、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点が重要であり、今般の新たな措置を講じるに当たっては、地方税体系における補完的な位置付けとなることを踏まえる必要があるのではないか。

検討の視点

(第4回に提出した「経済社会構造の変化等」に関する資料より)

- 産業構造のサービス産業化など、経済社会構造の変化や、都市部に大法人の本店等が集中していることなどを背景として、都市部には企業の事業活動の実態以上に税収が集中。
- この傾向は、インターネット取引等の進展により、今後、益々加速の見込み。
- また、持株会社化や子会社化の進展、フランチャイズチェーンの拡大をはじめとした企業の組織形態の多様化が、税源の偏在に影響。

考え方

経済社会構造の変化等を踏まえれば、税源の偏在を是正する新たな措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考となるのではないか。

交付団体と不交付団体の均衡の観点

検討の視点

(第1回から第5回までに提出した「地方税財政の現状等」に関する資料より)

- 地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大
 - － 交付団体：赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増
 - － 不交付団体：財源超過額、基金残高が増加
- 各種財政指標で見ても、同様の傾向。
- 地方交付税の財源調整機能は不交付団体に及ばないため、地方税、地方譲与税及び地方交付税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要。

考え方

新たな偏在是正措置については、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性あるものとしていく必要がある。その際には、偏在是正措置により直接的な影響を受ける不交付団体の財政状況を踏まえて検討する必要があるのではないか。

新たな偏在是正措置の具体的な方策

譲与税化による偏在是正措置の 具体的な仕組み

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 (平成20年度までは地方道路譲与税)	特別とん譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
創設	昭和30年度 〔昭和29年度に1年限りの措置として揮発油譲与税が創設〕	昭和32年度	昭和40年度	昭和46年度
趣旨・目的	<p><地方道路譲与税(道路特定財源)であった時期> 都道府県及び市町村(特別区を含む)の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><地方揮発油譲与税(使途規定の廃止後)> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	外航船舶に対する固定資産税見合いの財源の確保(固定資産税が課される内国船との税負担の均衡)	<p><道路特定財源であった時期> 都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	<p><道路特定財源であった時期> 市町村の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>
税収(譲与総額)	地方揮発油税収入額の 全額	特別とん税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2	自動車重量税収入額の 1/3 (当分の間407/1000)
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kℓ 揮発油税 48,600円/kℓ 〔地方揮発油税 5,200円/kℓ〕	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一納付する場合 60円/トン	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用 (3年)12,300円/自重0.5トン
譲与団体	都道府県・市町村(特別区を含む)	開港所在市町村(都を含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区を含む)
譲与基準等	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり> (譲与制限制度あり)	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	市町村道の延長 市町村道の面積 <補正あり>
使途	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)
徴収主体	国	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
平成29年度譲与実績額	2,584億円	124億円	84億円	2,660億円
平成30年度地財計画額	2,514億円	125億円	80億円	2,675億円

譲与税目	航空機燃料譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税(仮称)
創設	昭和47年度	平成20年度	平成31年度(予定)
趣旨・目的	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する財源の確保	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施	森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保
税収(譲与総額)	航空機燃料税収入額の 2/13 (平成31年度まで2/9)	地方法人特別税収入額の 全額	森林環境税(仮称)収入額の 全額 (一部は、借入金の償還金及び利子の支払等に充当)
課税標準等及び税率	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23~31年度の間、26,000円/kℓ→18,000円/kℓ)	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (平成36年度から課税開始)
譲与団体	空港関係都道府県・空港関係市町村 (特別区を含む)	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準等	着陸料収入額、騒音世帯数 <補正あり>	人口、従業者数 (譲与加算制度あり)	私有林人工林面積、林業就業者数、人口 <補正あり>
使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限無し	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用
徴収主体	国	都道府県	市町村(特別区を含む)
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み
平成29年度譲与実績額	149億円	18,452億円	約600億円 (平成45年度以降平年度ベース)
平成30年度平地財計画額	149億円	20,211億円	—

過去に存在していた地方譲与税の概要

譲与税目	入場譲与税	消費譲与税	所得譲与税
時 期	昭和29年度～昭和36年度	平成元年度～平成8年度	平成16年度～平成18年度
趣 旨 ・ 目 的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
税 収 (譲 与 総 額)	入場税収入額の全額 (昭和29・30年度は9/10)	消費税収入額の1/5に相当する額	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
課 税 標 準 及 び 税 率 等	入場料金 例) 第一種の場所(映画館等)への入場であって、 入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格 3%	総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額 10%～37% (平成18年度分)
譲 与 団 体	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲 与 基 準 等	人 口 (譲与制限制度あり)	人口、従業者数 <補正あり>	平成16年度、17年度 ・人口 平成18年度 ・税源移譲見込額、 ・前年度の税源移譲予定特例交付金額、 ・人口
使 途	条件・制限無し	条件・制限無し	条件・制限無し
徴 収 主 体	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
譲 与 額	昭和36年度 195億円	平成8年度 14,133億円	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円

検討の視点

- 納税者の事務負担を軽減する観点から、できるだけ簡素な課税・賦課徴収の仕組みとする必要がある。
- 地方譲与税制度を活用した偏在是正の仕組みとしては、現行の地方法人特別税・譲与税や、今後創設予定の森林環境税・譲与税（仮称）の仕組みが参考になるのではないか。
- また、賦課徴収の仕組みについては、法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なっており、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。

考え方

- 地方譲与税制度を活用する場合、以下のような仕組みとすることが考えられるのではないか。
 - ・ 法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して新たな税(国税)を創設
 - ・ 課税標準は法人事業税の税額
 - ・ 新たな地方譲与税として一定の基準により都道府県に譲与
- 地方税財源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することが適当ではないか。
- 新たな税の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当ではないか。

検討の視点

- 地方譲与税の譲与基準については、一定の用途が定められている、若しくは想定されている場合には、用途と関連する財政需要を反映した指標が用いられているが、用途の制限がない場合には、制度の趣旨・目的や歳入側の事情に着目した指標が用いられている。
この点に関し、新たな地方譲与税は、地方税の一部を分離して創設されるものであり、用途が制限される性格のものではないことから、制度の趣旨・目的に応じた譲与基準とすることが適当ではないか。
- 新たな地方譲与税の譲与基準については、以下の点を踏まえて検討することが必要ではないか。
 - ・ 新たな偏在是正措置の仕組みは、地域間の財政力格差に対応して税源の偏在を是正することを目的とするものであること
 - ・ 地方税収の偏在度については、一般的に、地方団体の構成員である住民に着目し、人口1人当たり税収で比較されること
 - ・ 地方団体の歳出構造において、少子高齢化の進展に伴い、社会保障や教育等の分野において、地方団体が安定的に行政サービスを提供する重要性が増しており、人口比例的な要素が大きくなっていること
 - ・ 安定的な制度運営を図る観点からは、譲与基準には、できるだけ簡素で予見可能性が高い指標を用いることが望ましいこと
 - ・ 現行の地方法人特別譲与税においては、当初、消費税との税源交換を行うことが目標とされたため、地方消費税の税源配分と近似させるため「人口」と「従業者数」という二つの指標が用いられたが、新たな偏在是正措置においては、そのような事情を斟酌する必要がないこと

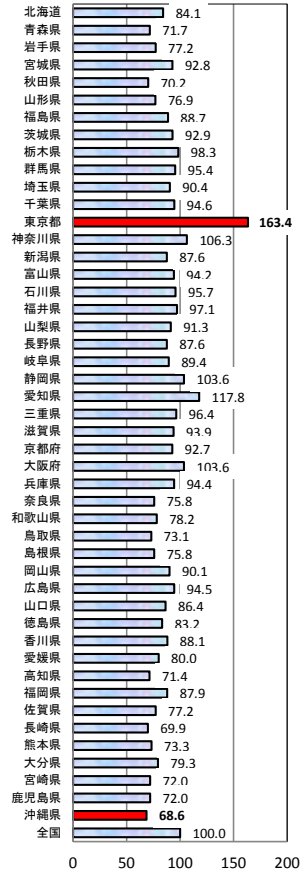
考え方

- 税源の偏在是正という新たな措置の趣旨・目的に鑑みれば、譲与基準として「人口」を基準とすることが考えられるのではないか。
- 「人口」を譲与基準とする場合、現行の地方法人特別譲与税に比べ、偏在是正の効果が増すことになる。このように、譲与基準のあり方も含め、地方譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討する必要があるのではないか。

人口一人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決見))

地方税計

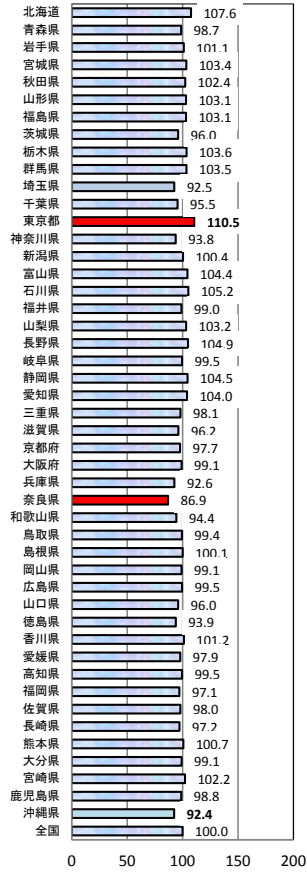
最大/最小:2.4倍



37.3兆円

地方消費税(清算後)

最大/最小:1.3倍



地方消費税
4.0兆円

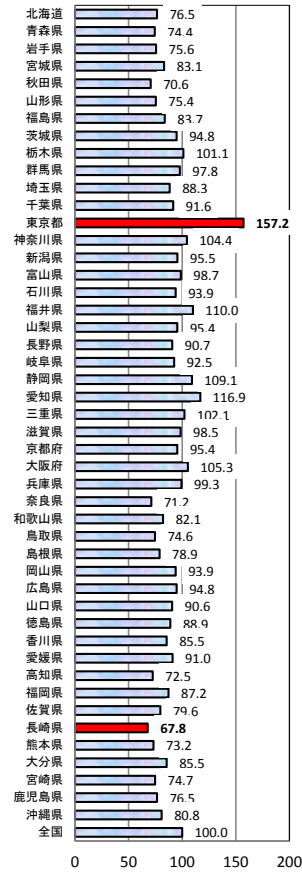
固定資産税
8.8兆円

個人住民税
12.0兆円

1.3倍 2.3倍 2.6倍

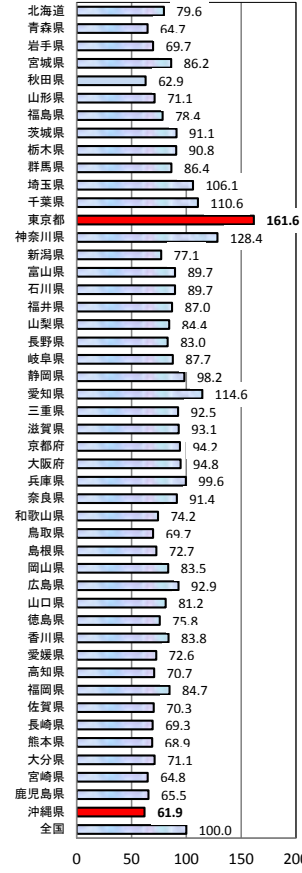
固定資産税

最大/最小:2.3倍



個人住民税

最大/最小:2.6倍

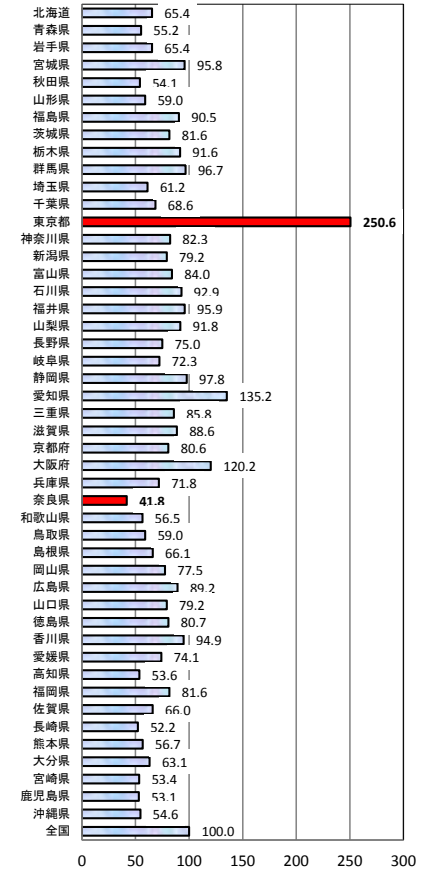


地方
法人二税
5.9兆円

6.0倍

地方法人二税

最大/最小:6.0倍



最大/最小の倍率
(※)

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 (注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注4) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注5) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 (注6) 人口は、各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

交付税原資化による偏在是正措置の 具体的な仕組み

【譲与税化によって十分な偏在是正効果が得られず、交付税原資化を選択肢として検討を行う場合】

検討の視点

- 納税者の事務負担を軽減する観点から、できるだけ簡素な課税・賦課徴収の仕組みとする必要がある。
- 交付税原資化を活用した偏在是正の仕組みとしては、現行の地方法人税の仕組みが参考になるが、賦課徴収の仕組みについて、法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なっており、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。
- 交付税原資化する場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことに留意が必要。

考え方

- 交付税原資化とする場合、以下のような仕組みとすることが考えられるのではないかと。
 - ・ 法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して新たな税(国税)を創設
 - ・ 課税標準は法人事業税の税額
 - ・ 交付税原資に繰入れ
- 地方税財源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することが適当ではないか。
- 新たな税の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当ではないか。
- ただし、その場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことから、賦課徴収について不交付団体の理解を得るための方策を検討することが必要ではないか。

新たな偏在是正措置に関するその他の論点

その他の論点

- 偏在是正により生じる財源の活用
- 新たな偏在是正措置の期間等
- 法人事業税の制限税率、法人事業税交付金等

偏在是正により生じる財源の活用

これまでの偏在是正措置時における対応

○平成20年度改正(地方法人特別税・譲与税の創設)関係

偏在是正効果額	0.4兆円(平年度ベース(制度創設時の想定))
偏在是正効果額の活用	平成20年度地方財政計画の歳出に計上した、「地方再生対策費」4,000億円の財源として活用 【地方再生対策費】 地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出として地方財政計画に計上

○平成26年度改正(法人住民税法人税割の交付税原資化)関係

偏在是正効果額	0.2兆円(平年度ベース(制度創設時の想定))
偏在是正効果額の活用	平成27年度地方財政計画の歳出に計上した、「まち・ひと・しごと創生事業費」1.0兆円の財源として活用 【まち・ひと・しごと創生事業費】 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするために必要な歳出として地方財政計画に計上

○平成20年度改正(地方法人特別税・譲与税の創設)関係

経済財政諮問会議 平成19年11月8日 増田地方再生担当大臣説明資料(抄)

『地方の元気が日本の力 「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)』

地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。

『平成20年度与党税制改正大綱』(平成19年12月13日)(抄)

第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

1 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

なお、この偏在是正策によって生じる財源を活用し、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠を創設し、市町村に配慮した重点配分を行う。

○平成26年度改正(法人住民税法人税割の交付税原資化)関係

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略) 地方法人特別税・譲与税制度創設に伴い平成20年度地方財政計画に計上された「地方再生対策費」のような、偏在是正により生じる財源を活用した地方財政計画への歳出の計上についても検討すべきである。

『平成26年度与党税制改正大綱』(平成25年12月12日)(抄)

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

消費税率10%段階における偏在是正措置関係

○平成28年度改正（法人住民税法人税割の交付税原資化）関係

『平成28年度与党税制改正大綱』（平成27年12月16日）（抄）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

○地方法人課税の新たな偏在是正措置に係る地方団体の意見

全国知事会『地方税財源の確保・充実等に関する提言』（平成30年7月）（抄）

IV 税制抜本改革の推進等

2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

今回の地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

偏在是正により生じる財源の活用の考え方

検討の視点

- これまでの偏在是正措置時には、偏在是正により生じた財源を活用し、地方の自主的・主体的な活性化施策などの歳出を地方財政計画に計上。
- 交付団体においては、不交付団体と比較して一般財源が増加していない一方で、地方財政法の特例として発行する赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増。
- 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置により生じる財源について、地方団体から、「都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべき」という要望がある。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用すべきではないか。

新たな偏在是正措置の期間等

第3回検討会において実施した都道府県ヒアリングにおける意見

(愛知県)

- 地方法人課税を含む地方税には、行政サービスの受益と負担という基本的な原則があることや、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都市部及び地方部の行財政需要や果たす役割なども踏まえ、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき姿を見据えて十分に検討・議論されることが必要。
- 全ての地方自治体が予見可能性を持つことができ、財政運営等に支障が生じないよう、適切な措置が講じられることが必要。

新たな偏在是正措置の期間等

検討の視点

- 地方法人特別税・譲与税制度は、消費税を含む税制の抜本改革において偏在性の小さい地方税体系が構築されるまでの間において、地域間の財政力格差を早急に是正するための偏在是正措置。このため、暫定措置とされていた。
- 一方、新たな偏在是正措置は、あるべき地方税制に向けて、地域間の財政力格差を是正し、偏在性が小さい地方税体系を構築するための措置。
- また、都道府県の行財政運営の観点からは、将来の収入に対する予見可能性をできるだけ確保できることが重要。

考え方

- **新たな偏在是正措置については、将来に向かって安定的な制度とすべきではないか。**

法人事業税の制限税率、法人事業税交付金等

検討の視点

(法人事業税の制限税率)

- 都道府県の課税自主権や、課税主体である都道府県にとって、法人事業税が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都道府県が立地企業を中心とした産業育成を通じて地域の活性化に取り組んでいること等にも配慮が必要ではないか。

(法人事業税交付金の交付率)

- 法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設されたもの。

考え方

- 法人事業税の制限税率については、現行の超過課税分が確保できるよう措置すべきではないか。
- 法人事業税において新たな偏在是正措置を講じる場合には、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を引き上げる必要があるのではないか。

法人事業税交付金の概要

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年4月1日～→【改正】平成31年10月1日～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の5.4（市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

※ 平成31年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、平成32年度に交付すべき交付金と併せて、平成32年度中にまとめて交付。

※ 32年度の交付率は100分の2.4。

※ 超過課税による税収も含めた法人事業税額。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

平成32年度 : 法人税割額

平成33年度 : 2/3…法人税割額 1/3…従業者数

平成34年度 : 1/3…法人税割額 2/3…従業者数

3. 交付時期

年3回 : 8月(前年度3月から7月までの間の収入分)

12月(8月から11月までの間の収入分)

3月(12月から2月までの間の収入分)